

日程	期限 (例)	フェーズ	イベント主催者	指定管理者	送付書類 ※指定管理者→主催者	提出書類 (赤色は捺印必要) 下線は指定様式あり ※主催者→指定管理者
随時		問い合わせ	お問い合わせ ※1	日程確認 ①	①利用案内一式 ・催事占用利用ルール ・レイアウト用図面 ・企画審査申請書	
※3 受付期間は開催希望日の属する月を基準として、8か月前の1日から6か月前の末日まで ※休日の場合は前営業日	【9月～11月開催分】 3/1～3/31受付 4月中旬 審査 4月下旬 結果通知 【10月～12月開催分】 4/1～4/30受付 5月中旬 審査 5月下旬 結果通知 【11月～1月開催分】 5/1～5/31受付 6月中旬 審査 6月下旬 結果通知	企画審査申込	企画審査申請 ※1 現地確認 ※2 必要書類受領	企画内容審査 ※3 審査結果メール通知 ② 必要書類送付	②占用許可申請書類一式 ・催事占用許可申請書 ・催事占用利用ルール遵守誓約書	①企画審査申請書類一式 ・企画審査申請書 (指定様式) ・企画書 (あれば)
4か月前	7/15まで	占用申請	占用許可申請 ※4 ※5 占用許可書 (仮) 受領 ※6 (告知可能になる)	占用許可 (仮) 発行 ③ 日程予約 予約完了通知	③占用許可書 (仮)	②占用許可申請書類一式 ・催事占用許可申請書 ・催事占用利用ルール遵守誓約書 ・レイアウト案
3か月前まで	8/15まで	運営マニュアル	運営マニュアル (初稿) 提出 ※7 修正	運営マニュアル確認 ・ステージ内容 ・音量対策 ・搬出入時間 ・設置レイアウトほか		④運営マニュアル (初稿)
1.5か月前まで	10/1まで	占用料請求 近隣告知	PDF送付 近隣へ開催お知らせ配布 ④	占用料請求書発行 ④ 完了報告 近隣お知らせ実施確認 HPイベントカレンダー掲載	④請求書	④近隣へのお知らせ (指定様式)
1週間前まで ※休日の場合は前営業日	11/7まで	占用料支払い 各種届出 占用許可	占用料支払 ※8 運営マニュアル (確定版) 提出 ※9 (以後、変更不可) 消防・保健所・その他関係省庁届出の写しを提出 ※10 ⑥ 占用許可書受領 (開催可能になる)	入金確認 提出 提出 占用許可書発行 ⑤ (必要な場合、許可条件付与) 下記すべて満たすことが条件 ・占用料入金完了 ・運営マニュアル確定 ・保健所/消防等届出完了 占用許可書メール送付	⑤占用許可書	⑤運営マニュアル (確定版) ⑥関係省庁への届出 (写)
開催当日	11/15 (土)		イベント実施 ※11 ※12	立合い確認		
1ヶ月以内	12/15まで	事後報告	報告書提出 ※13 改善通知	必要があれば 主催者へクレームや未遵守事項共有 ※遵守できなかった場合は1年間占用申込不可 ⑥	⑥改善通知	⑦報告書 (指定様式)

※1 問い合わせは随時受付しております。問い合わせはHPの問い合わせフォームからのみとなります。

※2 指定管理者は現地の下見に立ち合いません。

よくあるQ&A、搬出入説明資料 (会場設備・容量・搬出入動線等) を参照ください。

※3 審査申込は利用希望日の属する月の8か月前の1日から受付します。

審査は毎月1回中旬に実施します。その月に提出された企画の中で評価の高い順に希望日の予約完了となります。

(例) 最終期限: 11月実施希望イベント→5月末日までに審査資料を提出→6月下旬結果連絡

審査結果の可否、その理由についてはお答えできません。

審査の上、場合によっては開催内容の改善をお願いする場合があります。

※4 占用許可申請書の金額欄は指定管理者にて算出します。

電気・水道使用料は定額のため、占用料とあわせて事前請求します。

占用許可申請書は変更があれば必要に応じて、開催2週間前までに再提出してください。

※5 催事占用利用ルール承諾書は捺印がない場合には受理できません。

※6 占用許可 (仮) は、左下の企画承認欄に捺印があるものです。

企画内容を承認し日程を予約したという意味であり、開催を許可するものではありません。

※6 占用許可 (仮) を受領した後にイベントの開催告知するようお願いします。

占用許可 (仮) の発行以降は、日程変更はできません。

※7 安全、安心に運営していただく為に詳細な計画書をご提出して頂きます。

指定様式はありませんが、記載内容を網羅した参考様式があります。

※8 入金いただいた占用料は返金できません。

※9 運営マニュアルは1週間前までに確定し、以降、変更はできません。

※10 企画内容により、関係機関 (消防署、警察署、保健所、中野区建築課等) への届出

若しくは許可が必要となる場合があります。同時並行して関係機関と協議してください

※11 当日は占用許可書を持参し、中野セントラルパークサウス防災センターにて

鍵と腕章を受取ってください。

※12 イベント内で撮影をする場合、およびTV取材が入る場合は、撮影申請書を別途ご提出ください。

※13 報告書の提出は必ずお願いします。

報告書未提出の場合および催事占用利用ルールや運営マニュアルが守られなかった場合には、開催日から1年間、同主催者からの占用申請の受付は停止します。